

平成 29 年度
事業計画書

平成 29 年 4 月 1 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 29 年度事業計画書 目 次

はじめに	1
平成 29 年度の重点施策の概要	3
1. 中間支援センター機能の強化	3
2. 情報センター機能の強化	6
3. 広報センター機能の強化	7
4. 財政基盤及び組織基盤の安定化に向けた取組	10
5. 新中期 5 か年計画の策定に向けた取組	12
(参考) 中期計画報告の確認及びその取組	12
平成 29 年度の個別事業の計画 (案)	14
(1) 助成財団等の支援および能力開発事業	
(中間支援センター機能)	14
(公 1 : 相談、研修、部会等の各種事業により 取組財団等の支援及び能力開発を行う事業)	
*1) 相談事業	14
*2) 研修・セミナー事業	15
3) 部会事業に代わる交流会と新たな研修事業	18
4) 助成等に関する調整事業	20
5) 関連団体とのネットワークの構築・連携事業	20
6) ホームページサービス事業 他	21
(2) 助成財団等に関する情報・資料・データ等の収集・整備 及び提供・閲覧事業(情報センター機能)	21
(公 2 : 助成財団等に関する情報・資料・データの収集、 整備を行う事業)	
*1) 情報整備事業	21
(公 3 : 助成財団等に関する情報を出版物等により 提供を行う事業)	
*2) 情報提供事業	22
(3) 助成財団等に関する調査・研究及び提言事業	23
(公 4 : 助成財団等に関する調査・研究及び提言を行う事業)	
1) 調査・研究事業	23
2) 提言活動	24
* (4) 助成財団等の活動に関する普及啓発事業 (広報センター機能)	25
(公 5 : 助成財団等の活動に関する啓発を行う事業)	
1) 広報誌 JFCVIEWS 発行 (刷り部数 2, 200 部)	25
2) メールマガジン配信	25
3) ウェブサイトの情報発信	25
* (5) 新中期 5 か年計画の策定に向けた取り組み 制度改革後 10 年、助成財団に何が起きたのか? の検証に向けた取組	26
(* 印は当センターの求心力を高める事業として重点的な取り組み対象)	

平成 29 年度事業計画

はじめに

助成財団センターは昭和 60 年(1985 年)設立以来、昨年 11 月で丸 31 年、法人化してからは本年 4 月で満 29 年を迎えるが、その設立の経緯は以下の通りである。

昭和 58 年(1983)頃からトヨタ財団に集積している資料に関するアーカイブの作成や資料公開センターの設立構想等が話し合われていたが、同時期に「日本の財団」(林・山岡共著 1984. 11 中公新書)の出版作業が進められており、アメリカ・カナダの財団センター等の視察が行われた。

同年の秋ごろから助成財団資料センター設立構想が本格化し昭和 59 年(1984)2 月には財団資料センター設立に関する有志懇談会の案内(84/2/9 林雄二郎名)が出状され、設立準備委員会へと引き継がれて検討が継続されていった。昭和 60 年(1985)11 月 20 日には、助成財団有志の熱意と協力により任意団体「助成財団資料センター」が設立され当センターがスタートした。

その後、法人化を目指して数多くの助成財団有志や経団連の協力を得た企業・経済団体等から約 5 億円の寄付を募り、それを基本財産として昭和 63 (1988) 年 4 月 1 日に総理府・内閣総理大臣(現 総務省)より「財団法人」の許可を得て法人化が実現した。

助成財団資料センターの「設立趣意書」に記載されている基本的性格は、

- (1)助成型財団等に関する資料・文献等の図書館としての性格
- (2)助成する側と助成を求める側との情報交流の場としての性格
- (3)助成活動の内容全般について社会的な理解を促進する機関としての性格、となっているが、11 年を経過した段階で「資料」の文字を財団名称から削除し「助成財団センター」と現在の名称に変更した。

その背景には、メインの事業を(1)の性格から(2)(3)の性格へシフトし、加えて「助成活動の発展・活性化」を推進する役割を強化する狙いがあった。また、(2)の基盤となる助成財団に関するデータ整備は、設立時から作成している「助成団体要覧」の収録団体数で見ると、1988 年版の 213 団体から、1994 年版の 640 団体、そして 2016 年版の 1,468 団体(ウェブ掲載団体数 1,858 団体)と増加してきている。

この間の社会の発展は、それまでの政府等のセンターや企業等のセクターに加え、非営利セクターや市民セクターの役割への期待が高まり、共助社会の創成へと大きく変化してきた。

今日の複雑に絡み合った社会課題の解決や社会ニーズへ応えるためには、非営利セクターや市民セクターの活躍が欠かせない中、その事業活動や研究活動等に必要な民間資金を提供していくパイプ役の 1 つとしての助成団体の役割はますます重要なものとなってきている。

2008 年には公益法人制度改革が実施され、「民による公益活動の増進」、「民間が支える社会の構築」へ大きく踏み出す中、助成財団に対する期待も高まってきている。

しかしながら、一方ではバブル経済の崩壊後約 30 年近く続く低金利政策等、助成団体を取り巻く社会・経済環境は大変厳しいものがあり、助成財団の努力にも係わらず資金面の制約から社会的要請に応えきれない現況もある。

その状況下にあつて当センターは、今の時代に課せられた 3 大機能である (1) 中間支援センター機能、(2) 情報センター機能、(3) 広報センター機能をフルに発揮した事業に取り組むことで、非営利セクターの発展、民間公益活動の活性化に寄与して「民間が支える社会の構築」に積極的に貢献していかなければならない。

また、公益法人制度改革による新制度移行期間終了から 3 年以上を経過した各助成財団は、資産構成により運用収益の二分化が進んできているが、より社会に寄与する助成事業に向けてのプログラム見直しの機運も高まってきており、その面での当センターの役割も大きくなってきている。

この大きな流れの変化を確実に捉えた上での当センターの事業展開に当たっては、情報基盤、財政基盤、組織基盤の強化が大前提となる。これまで 25 年にスタートした中期経営計画をベースに事業を展開してきたが、当センターの存在価値、求められる機能・サービスにも変化がみられてきている。現在の中期経営計画が 4 年目を迎えることもあり、当センターの情報基盤、財政基盤及び組織基盤の安定化を目指したこれからの新しい中期経営計画について検討する時期を迎えている。

また、制度改革を経て 9 年目を迎えている助成財団界を振り返り、この度の制度改革が助成財団界に何をもたらしたのか、その成果と課題についても検証をする時期を迎えておりその取り組みも欠かせない。

それらをも含めた当センター平成 29 年度の事業計画は以下の通りとする。

平成 29 年度事業計画 (案)

I. 平成 29 年度の重点施策の概要

1. 中間支援センター機能の強化 (最重点事業)

[1] 助成財団等の『組織運営支援・設立支援』

(1) 助成財団の運営支援・助成プログラム支援、設立支援

移行した助成財団からの新たな法律に基づく財団運営に関する相談はまだ多い現状から、支援センターとして新制度下における財団の運営支援、助成プログラム支援、設立支援等の相談事業に精力的に取り組んでいく。

(2) 運営に関する情報提供による支援

公益認定等委員会に提出された定期提出書類に対する指導や 2 巡目の立入検査等の指導内容に関する情報の集約に努め、主務官庁制廃止後の情報センターとしての役割を果たしていく。必要な情報共有の場を積極的に提供し、適正かつ効率的な助成財団運営を支援していく。

(3) 新制度による運営に関する提言活動

その取組の中で、制度の改正、制度や規定の運用・解釈の明確化等を含めての情報収集のため公益認定等委員会との意見交換を適宜行い、現場からの提言活動にも取り組んでいく。また得られた情報は必要に応じて関係者に広く提供していく。

[2] 助成財団等の『助成事業支援 (プログラム支援)』

(1) 助成事業相談業務の強化

新制度への移行が終わり 3 年以上経過する中、助成財団においては事業の見直しの動きが出てきている。社会ニーズに対応した価値ある助成事業の開発あるいは改定に向けての取組を支援するために、助成プログラムに関する相談業務を 1 本の柱として打ち出し、その広報にも注力し個別支援を継続的に実施していく。

(2) 新たなプログラムを収集し、共有する場の提供

新たな事業、特徴あるプログラム等の取組に関する情報の収集に努め、それらを共有するため従来の部会に代わる交流会等の場を新たに組織していく (例えば奨学財団交流会)。

[1] [2] の非会員相談事業については、原則面談によるものとして下記有料化の検討をすすめる。

相談事業の有料化検討(案)

1. 緊急の場合を除き、原則として面談による。

①面談は予約制とし、相談時間は平日の 10 時～16 時(設立相談は木曜の午後)。

② 1 回当たりの相談時間は原則 1 時間とする。

③相談場所は当センターの会議室を使用する。

2. 相談料：会員の面談相談は無料。

非会員面談：個人・非営利法人・営利法人 CSR 関連部署 3,000 円それぞれ
以外の営利法人は 5,000 円

〔3〕『本来業務研修支援』と『地域支援』強化—センター事業への参加機会の充実—

(1) 研修体系の見直し、整理

当センターの求心力を高める事業の柱として、研修事業を最重要事業に位置付けているが、研修体系を整理し、本来事業である助成事業の質的向上、助成実務者のレベルアップへの取組を強化していく。

研修タイプは①集合型研修と②双方向型小人数研修の2系列で構成、テーマ、内容により使い分けていく。

(2) 助成プログラムに関する研修（前記〔2〕(2)）

従来の部会に代わる分野別財団交流会の開催に取り組んでいく。具体的には下記(4)を参照。

(3) 双方向型小人数研修の助成実務研修<<〔3〕(1)②>>

「A. 基礎編」：初任者向け実務研修(毎週1回・月4回で1クール)

「B. ステップアップ編」：A.の基礎編受講者及び中堅クラス向け実務研修
(出来れば上半期、下半期で2回程度)

実務研修のA.及びB.は分野横断研修とし、従来の実務担当者交流部会に代わる位置づけとし初任者から中堅担当者を中心に開催していく。参加費を見直す予定。

(4) 業種別財団研修の検討

従来の業種別部会活動については、自主運営方法の課題、制度移行の一段落等に伴い28年度までは定期開催を中断し、必要に応じての不定期開催となっていた。昨今は、社会情勢や公的制度の改正等を背景に各財団における助成プログラムの見直しの機運が高まってきていることから、業種別財団の交流に対するニーズが顕在化してきている。そのニーズに応えていくことはセンター行事への参加機会を増やす取り組みにもなることから、28年度は「奨学財団交流会」がスタートした。29年度は引き続き「教育財団交流会」「環境財団交流会」「福祉財団交流会」等、必要に応じて開催を検討する。

また、交流会を組織する際の要件として下記項目に該当することを原則とする。

- ①交流会に参加する財団の中から複数の幹事財団を選定し、交流会の運営は幹事財団を中心に開催日時・場所・内容等を検討し原則自主開催する。
- ②当センターは事務局業務を担い運営を側面からサポートする。
- ③開催ごとの1名あたりの参加費は原則2,000円とする。
- ④但し、外部講師謝金や会場費等が発生する場合には、超過分について参加者で実費を負担する。

(5) 地区の助成実務者研修の実施

平成22年度から試行的に実施してきた地域における研修は、その必要性和有用性が明らかになってきたことから、関西地区における定例開催を検討する。

28年度には稲盛財団からの要請により、稲盛財団(京都)に講師を派遣し助成実務者研修を2日間開催した。参加者は稲盛財団のほぼ全職員、21~22名を対象としており、参加者数にもよるが今後もニーズがあれば、地域での研修の1つの在り方として実施していくことにする。

(6) 関西地区以外の地域での研修

開催地区で研修を共催してくれる有力助成財団(例えば、地域創造基金やコミュニティー財団、市民ファンド等)や市民活動支援センター等の中間支援組織との連携が必要となることから、連携先を模索しながら地域事情、費用対効果を考慮しつつ実施していく。

特にコミュニティー財団等との共催・連携事業の実施は、それら地域の助成団体の育成、発展に寄与し、助成財団の全国ネットワーク構築の観点からも積極的に取り組んでいくこととする。

現在は無償セミナーとなっているものは有料化を検討していくが、地方の場合は行政系の助成団体の参加が多く、有料では参加しにくいとの声もあるので臨機応変に対応していく。またその機会を新入会員の獲得に結び付ける努力を行う。なお、29年度の開催は岡山県、宮城県(あるいは南東北ブロック)をはじめ3か所での開催を予定している。

(7) 助成実務に関するテキストの充実

研修の実施にあたっては、これまでの研修で得られた意見やノウハウ等を活かしたわが国初の助成実務に関する基礎的なテキストを作成してきたが、この内容の充実を図り、更に有効活用していく。

(8) その他の各種研修の開催を検討

具体的には、その時々ニーズ把握により都度開催を検討していく。例えば、有識者による助成分野への意見聴取や周辺知識の習得、財団相互の情報交換、会員財団職員によるプレゼンテーション、助成を希望する側との意見交換等を通して社会のニーズ把握、財団運営や助成プログラムの質的向上を目指す研修等の開催については随時検討し必要に応じて開催を検討する。

[4] 会員等の参加型研究会または勉強会等の開催

(1) 「研究会」や「勉強会」の開催

部会活動に代わる活動として「業種別財団交流会」を開催していくが、必要に応じて助成財団が積極的に参加できる「研究会」や「勉強会」の開催を検討する。テーマの選定にあたっては、現状における実務上の課題や助成分野別の課題、実務研修 B. ステップアップ 編の中からの課題選択等を想定している。

(2) 「助成財団深堀セミナー」「民間研究助成の在り方研究会(仮称)」の取組

(1)の取り組みの中から28年度は「助成財団深堀セミナー」を新たな研究会的位置づけでスタートさせ3回開催した。このセミナーは毎回ごとに特色ある助成財団を1つ選定し、1時間程度で財団の歴史や経歴の紹介・プログラム紹介・財団運営方針等についてじっくりプレゼンしてもらった後、参加者との間で運営や事業内容等に関してフリートーキングを行なう事例研究的なセミナーとしている。

29年度は「助成財団深堀セミナー」の継続開催に加え、「民間研究助成の在り方及び関連する課題等に関する勉強会(仮称)」等の開催を検討していく。

(例えば、民間助成金と大学の間接経費(オーバーヘッド)問題の考え方の検討や研究助成金の税務問題等)

これらの研究会、勉強会等を開催するにあたっては原則会費制とする。

2. 情報センター機能の強化（助成財団に関するデータの収集及び提供事業）

〔1〕情報・資料・データの収集

（公2：助成財団等に関する情報・資料・データの収集、整備を行う事業）

(1) 助成団体に関するデータの重要性

助成団体に関するデータは、従来から総務省や内閣府等の公式な統計としては把握されていないことから、当センター設立以来、調査票により助成財団等（公益法人以外の組織形態も含む）に関するデータ収集に取り組んできている。

その前提として当センターでは「助成事業」を以下の通り定義している。

① 研究費・事業費の資金提供事業

個人（研究者・学者等）や団体（NPO等の市民活動団体）が対象

② 奨学金の支給事業

学生（海外留学生、外国人の国内留学生を含む）

③ 優れた業績に対する表彰事業、褒賞事業

個人や団体が対象、成果の顕彰を行う

現在保有している約 2,000 団体の助成財団等に関するデータは、わが国唯一のデータとして極めて貴重なものであり、当センターの事業の根幹をなしているものである。

(2) 「公益法人制度改革を経た移行助成財団の実態把握・調査分析」（トヨタ財団助成）

平成 25 年度 8 月から着手してきた「公益法人制度改革を経た移行助成財団の実態把握・調査分析」（助成財団の都道府県別実数把握、その事業内容や助成金額の把握等）は 26 年 12 月で一応の作業を終え、助成事業に関わる約 3,000 法人（財団+社団）を抽出した。

(3) 日本における助成事業に係わる推定団体数の把握

当センターでは、(2)の約 3,000 法人に従来から把握している助成事業を行っている 650 法人を加えた合計約 3,650 法人がわが国の助成財団・助成団体等の基礎数字として把握している。

(4) 詳細データ（事業内容等）を把握できている法人数は約 2,000 法人/3,650 法人中

27 年度からはそのデータに基づき各種分析を行い、ウェブサイトおよび出版物（助成団体要覧 2016 では 1,468 法人〔前年比+200〕、助成金応募ガイド、HP 掲載は 1,858 法人）を通して広くユーザーに提供しているが、平成 29 年度はその内容充実を図っていく。

(5) 3,650 法人に対する調査の継続実施

さらに詳細データ把握法人数の充実をめざし、29 年度も約 3,650 法人（公益法人以外の社福等を含む）に対して調査票によるデータ収集を実施する（28 年度は 1,743 法人から回収。回収率 48%）。既に保有する約 2,000 法人のデータベースの質・量の更なる拡大を目指す。

(6) 公益法人以外の助成団体の実態把握

移行した公益法人・一般法人の中で助成事業に取り組む法人の他、社会福祉法人や企業、自治体等のデータは入手可能な範囲で収集し、上記データとあわせて公開していく。

〔2〕情報・データの提供・資料の閲覧

(公3：助成財団等に関する情報を出版物等により提供する事業)

(1) 収集したデータ・情報の公開

前記〔1〕情報・資料・データの収集事業により当センターが保有しているデータは年々増加しており、検索機能を付加するなど見やすいように加工し、ウェブ上で公開し誰でも無償で見ることができる。

(2) 出版物(下記①～②)等による情報提供事業

出版事業は当センターの事業収益の1/3を占める事業であったが、ここ数年そのウエイトは低下傾向にあり、28年度は14%台にまで落ち込んでいる。その原因は電子情報等の充実による書籍離れであったり委託販売による既存ユーザーに対するフォロー不足等が考えられるが、29年度は財政基盤強化の観点からも、委託販売先の洗い替えを含め下記①及び②の販売強化に重点的に取り組む。

① 助成金応募ガイドの出版(研究者版／NPO市民活動版)【重点販売】

29年度は収録プログラム数も増加することから徹底した販売強化に取り組む。発行部数は800部及び700部(前年両者900部)まで減らし、東京官書普及(株)に販売を委託する。

② 助成団体要覧の販売【29年度は「2018年版」の発行・重点販売】

「助成団体要覧」は当センターを象徴する出版物として、またわが国に存在する助成団体に関する唯一のディレクトリーとして、収録団体数も年々増加し続けており、その存在価値、存在意義は大きいと判断している。

「助成団体要覧」は、2000年版の初版から販売をワールドプランニング社に委託し今日に至っているが、2018年版からの販売委託先を助成金応募ガイドの委託販売先に統一する方向で交渉を進める予定。

(4) 外部機関への情報提供

出版物以外では、国立情報学研究所、科学技術振興機構、及び日本芸術文化振興会に対して情報提供を行ってきているが、引き続き前年件数を上回る件数目標で継続実施する。

但し、国立情報学研究所に対するデータ提供は、平成30年度から同研究所のデータ提供システムの抜本的改革により有償販売ができなくなることが予想され、その対応策の検討が課題となってきている。

3. 広報センター機能(普及・啓発事業を含む)の強化

(1) 当センターの求心力ある事業として広報事業の位置づけ

中期計画検討会の報告では、「助成財団が提供する助成金の社会に対する偉大な貢献の実態」や「助成財団や当センターの存在及び果たしている役割」等について広く社会への広報を積極的に実施することは極めて重要な取組であり、当センターの求心力ある事業として取り組む必要があるとの提言を受けてきた。

また、25年度の「助成財団の集い」の中でも、センターに対する提言として同種の課題が列記されている。これを受けて、改めて情報発信の在り方や広報活動

について見直すため、企画委員会を中心とした検討を行うことになったが、なかなか進展出来ていない。本年は昨年に引き続き下記(3)(4)(7)を具体化し(8)の可能性について検討していく。

(2) 広報戦略の抜本的立て直しに着手

当センターの広報手段は、ウェブサイトの他、機関紙「JFCVIEWS」、メールマガジン、FAX ニュース、DM 等であるが、全体として広報頻度が極めて少ないという弱点があり広報戦略の抜本的な立て直しを図る必要に迫られている。平成 29 年度はこれまで着手出来ずに繰り返されてきた下記(3)の取組を完成させる。

(3) メインの広報手段を「メールマガジン」として再構築

目指す事業目標は、現在のメール配信先数約 400 を約 2,000 以上(JFCVIEWS の送付先+α)に拡大し、メールマガジンを提供する頻度を月 1 回程度とし情報提供する量と質のアップに努めることにある。

(4) 広報手段再構築に向けての資源の投入

広報手段の再構築に当たり保有するメールアドレスの整理・体系化、新規メールアドレスの取得管理、保有・取得した名刺のアドレス管理・名刺データ共有化のシステム等をあわせて構築していく必要がある。平成 28 年度には外部機関を交えて検討に着手したが、継続実施するためのパワー(人手)と時間が手当てできず進展していない現状にある。

大きな柱となる顧客データベースの整備事業を 29 年度に推進するためには、継続的なマンパワーの確保が必要となることから、外部資金の導入(助成金の申請等)も視野に入れて完成を目指す。

(5) 全国の大学関係データの整備

上記事業の一環として、整備作業のための人材を新たに手当てし大学関係のデータ整備に着手し国立大学、公立大学に加え一部の私立大学のデータ整備を行った。各大学の URA (University Research Administrator 大学等において、研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行うことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発 マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材) の研修や業務連携、全国 URA 協議会との連携事業の実施や助成金応募ガイドのユーザーとして重要なデータとなるもので 29 年度も引き続きその充実に努める。

(5) 地域での広報活動への取組

各地域へ出向いての研修やセミナーの開催にあたっては、手間暇のかかることではあるが、可能な限り現地の協力を得て地元の新聞社等のマスコミと接触する機会をつくり、地元紙に記事として掲載してもらおう等広報面での努力もしていく。

(6) 助成事業に関連する外部の団体との接触強化

助成事業に関連する外部の団体との接触を積極化していくその第 1 歩として 27 年 1 月に国立大学協会との意見交換を行ったが、継続しての意見交換は出来ていない。また、27 年 9 月には前掲の RA 協議会第 1 回年次大会に参加し同協議会と研修会を共催したが、28 年度も継続的に開催してきており 29 年度以降も継続する方向で取り組む。

また、日本私立大学協会、科学技術振興機構、国立情報学研究所、日本芸術文化振興会等との関係も強化していく。

(7) 助成財団の担っている役割やその成果等を社会に積極的に発信する

上記(1)を具体化する取組として、助成財団の担っている役割やその成果等を社会に向けて積極的に発信し、助成財団及びその活動内容を社会一般に広く理解してもらうための取組を助成財団自身を中心となって取り組む。この取組により、

①助成財団自身がブラッシュ・アップされ、キャパシティ・ビルディングの促進に寄与することになる。

②「助成財団」の社会的な存在意義及び活動内容・成果等を社会に広く理解してもらうことになる。

具体的には、28年度にこれまで年1回開催している「助成財団の集い」を財団以外の関係者が参加しやすいよう「助成財団フォーラム」へ名称変更し、29年度以降もその方針に従いフォーラムを開催する。

また複数の助成財団が主催者となって実施する「市民のための公開助成フォーラム(仮称)」等の実施可能性を検討する。

(8) 社会の新たな潮流への積極的な対応

社会の新しい潮流である、「寄付月間」への取組や地域型助成団体が構成する「全国コミュニティ財団協会」や「市民ファンド推進連絡会」、「全国レガシーギフト協会」、「休眠預金未来構想プラットフォーム」、「社会的投資研究会」、「非営利法人判例研究会」等の活動に参画又はフォローを行い、民間助成財団の活動の在りや広報の可能性を検討していく。

(9) 海外団体への対応、国際会議等への対応

中期計画報告書等における提言にもある通り海外関係団体との情報交換や交流を図る必要性はあるが、当センターの現状の体制のままでは取り組みが難しい現状にある。まずは第一歩として25年度に当センターの事業内容とわが国の助成財団の概要の英語版を全面リニューアルしウェブサイトに掲載した。26年度はトヨタ財団主催の「アジア非営利セクター国際会議」準備会への参加、27年度は、「アジア非営利セクター国際会議」へ協力団体として参加、第6回「東アジア市民社会フォーラム」(中国での開催)へ参加協力、28年度は第7回日本大会へ協力団体として参加をしてきた。

また、WINGS(WORLDWIDE INITIATIVES FOR GRANTMAKER SUPPORT)のForum in Mexicoについては、トヨタ財団の協力・支援を得て名義参加をしているが、今後の対応については改めて検討をする。

海外関係団体との交流等に関しては、対応しきれない当センターの現状体制を少しでも打開することを目指し、海外担当の「参与」を委嘱し当センターの窓口となり必要に応じて国際会議等に参画してもらうほか、引き続き公益法人協会やトヨタ財団との協力を模索しながら業務の推進を図る。

あわせて国際対応における公益法人協会等と助成財団センターの対外的な窓口一本化を図ること、または役割分担などについて引き続き検討していく。

4. 財政基盤及び組織基盤の安定化に向けた取組

(1) 財政基盤の安定化に向けた 2 大重点取組

厳しい運営環境が続く当センターの当面の財政基盤の強化については、経済環境が悪化している中ではあるが、以下の課題に粘り強く取り組むことで安定化への軌道修正を図っていく。

① 収益の 61%を占める会費収益の増収に向けて「新規会員の拡大」と「口数増加」へ粘り強く取り組む。 [会費収益 24,350 千円/収益計 40,030 千円]

25 年度には「新規会員獲得 DM キャンペーン」を展開したが成果はほとんどなかった反省を踏まえ、研修会参加法人や相談法人を重点工作先とし、既存会員からの紹介先と合わせて個別フォローを徹底した取り組みを継続する。

(参考) 内閣府所管の助成財団の推定会員化率は 20%程度。[250 会員/1,300 法人]

② 収益の 23%に落ち込んだ事業収益への取組強化。[9,250 千円/40,030 千円]

— 情報整備事業(データの販売収益) 35.6% [3,310 千円/9,250 千円]

— 情報提供事業(書籍の販売) 14.4% [1,330 千円/9,250 千円]

⇒ガイドの販売数が激減している原因の 1 つは、アマゾンのネット販売における「在庫ゼロ」表示が影響したのではと考えられる。

現状からの脱皮を目指し、例えば大学マーケットや市民活動中間支援組織等への独自の販売ルート開拓を目指す。

また、「助成団体要覧」の作成年に当たり、初版以来継続してきた販売委託契約先(ワルトプランング社)の変更を行い、販売戦略の再構築を行う。なお、作製部数は最小限部数の 700 部とし製本費の圧縮を図る。

— 支援事業収益(研修会・相談事業等) 50% [4,610 千円/9,250 千円]

⇒支援事業収益は、情報提供事業(要覧・ガイドの販売)の収益減もあり事業収益に占める割合は 50%に至っている。29 年度も最重点事業として位置付け取り組む。研修体系の見直し、研修参加費の見直しも含め、研修コスト面の圧縮にも配慮しつつ収益拡大に向けて取り組む。

参考 《運用収益 16% [6,390 千円/40,030 千円]、28 年度は金利低下の影響で前年比 760 千円の減収となっている》

(2) 当期経常増減額の赤字体質からの脱却を目指す(単年度収支の均衡に向けて)

当センターでは、平成 10 年から 10 年以上にわたり続いた助成金等を頼りにした運営体質からの脱却を図るため、平成 21 年度を初年度とする「財政基盤の自立化に向けた取組」をスタートさせた結果、課題は残るものの平成 21 年度、22 年度は何とか単年度収支が均衡してきた。しかしながら、23 年度以降はそれぞれの年度の特別事情により当期経常増減額はマイナス基調が続いている。(26 年度には特定資産の制度改革対応基金 18,500 千円を取崩し流動資産に繰り入れている。)

過去 4 年間の累計経常収支は▲9,710 千円となり、その間の評価益が+となった関係で正味財産期末残高は 23 年度比で+8,120 千円となっているが、評価による調整前の経常増減での赤字体質を脱却する取り組みが必要となっている。

- (1)に掲げた取り組みが、そのための当面の重点取組となり全力で取り組む。
- (3) 中期的に持続可能な財政基盤強化へ向けての即効的な妙案はないが、収支の均衡に向けては、経常費用の削減が限界に達している現状から、事業費の配分を見直して一部事業の圧縮を検討、会費収益・事業収益拡大を中心とする経常収益拡大へ粘り強い地道な取り組みに全力を尽くすことが急務となってくる。
- (4) 事業収益の当面の拡大策として、出版物の販売単価の見直し、研修会やセミナー、交流会への参加費の見直しを実施し事業収益の拡大に努める。
- (5) 平成 29 年度から 1 年半の期間を予定し、
- ①「公益法人改革後 10 年、助成財団に何が起きたのか?」
 - ②「新 5 か年中期計画の策定」(31 年度～36 年度計画)
 - ③「センターの顧客データベースの構築」
- の取り組みをスタートさせる予定であるが、②の中期計画の検討に当たっては財政基盤安定化への対策が重点課題となる。その調査、作業及び取りまとめについてパートやアルバイト等の費用がかかることになるので、1 年半の間に助成金等での支援を仰ぐことを検討している。①～③の必要額の総額は約 1,500 万円を見込んでいるが、詳細は更に検討する。

	評価前当期 経常増減額	正味財産期末 残高増減額	正味財産 期末残高	当期経常増減理由
10 年度	----- -	-----	537,884 千円	
13 年度	-----	▲198,751 千円	323,300	(アルゼンチン・中国福建省等減損処理)
23 年度	▲1,315 千円	+ 6,724	441,704	震災支援関係費
24 年度	▲2,000	+10,750	452,460	WEB のリニューアル投資、出版販売外部委託
25 年度	▲1,100	▲ 3,600	448,826	移行後の助成財団実態調査
26 年度	▲5,300	▲ 1,300	447,519	運用収益減、書籍販売の大幅減 (固定・特定 18,500 千円取崩し流動資産へ)
27 年度	▲1,310	+ 2,270	449,792	運用収益減、ガイト [®] 販売の減
(4 年累計)	(▲9,710)	(+ 8,120)	(24 年以降累計)	23 年度との比較
28 年度	▲5,350 見込			書籍販売大減収(アマゾン)会場費・交通費増

(6) 組織基盤強化（特にマンパワー不足）への取組

組織基盤、特に現状の事業をしっかりと実施していくための人員構成については、これまでトヨタ財団からの支援を受けて対処している状況にあり、最近急増しているデータの処理の業務量(この 10 年間で倍増)を考えただけでも最低職員 1 名の増員が必要と判断している。

しかしながら増員での対応は当面難しいことから、前記(5)にも関係するパートやアルバイト等で対応していくことを検討せざるを得ない。

将来に向けて充実した機能を備えた組織としての拡大を目指すとするれば、現在の単独・独立の組織にこだわることなく、あらゆる可能性を検討しておく必要があり、29 年度もその観点から引き続き検討していく。

**5. 「新中期 5 力年計画」の策定に向けた取組
「制度改革後 10 年、助成財団に何が起きたのか？」の検証に向けた取組**

(1) 「新中期 5 力年計画」の策定に向けた取組

下記(参考)の中期計画は、平成 23 年 9 月から検討を開始し、計画全体がまとまる前から必要な事項は前倒しで取り組みを開始してきた。最終とりまとめは平成 25 年 5 月になっているが、検討を開始してからは 5 年が経過したことになる。

制度改革の移行期間が終了し 3 年半が経過しようとする中、助成財団を取り巻く環境も刻々と変化を遂げ、社会ニーズも一層多様化してきている。そのような中であって当センターの目指すべき姿を今一度見直し、事業面・組織面・財政基盤面を中心に中期計画の検討を始めたい。助成財団に対する調査、当センターに対する助成財団からのアンケート等を含めた具体的な内容、体制については、9 月までを準備期間として体制を整備し、1 年半の期間を掛けて策定していく。

(2) 「制度改革後 10 年、助成財団に何が起きたのか？」の検証に向けた取組

制度改革がスタートしてから 9 年目を迎えている。助成財団は新制度の下での事業展開が落ち着きつつあり、また昨今の環境変化の中で現状の事業をそのまま継続していることに対して、見直しの必要性を意識している財団も増えてきている。

新制度がこの 10 年間の間に助成財団に何をもたらしたのか、プラス面・マイナス面等を分析してみることは重要であり、その時期が到来している。

その結果は、制度面の見直し提言にも大きく影響することになるかもしれない。

「新中期 5 力年計画」と同様 9 月までを準備期間として体制を整備し、1 年半の期間を掛けて検討していくこととする。

(参考) 中期計画報告の確認及びその取組

(1) 「共に助け合う社会」においては、民間による公益活動活性化が重要性であり、その活動を支える資金源の一つとしての個人寄付金や助成財団等による民間資金拡大への期待はますます大きくなっている。その中でわが国における寄付社会の醸成は欠くことのできない取組であり、寄附優遇税制(税額控除制度等)の導入や寄付の受け皿としての公益法人やNPO法人の制度改革もその一環として位置づけられる。

(2) 上記環境の変化やますます厳しくなる経済環境下にあって、期待される助成財団は新年度どう舵を切るのか、またそれを見据えて当センター機能をどう充実させていくのかを模索する観点から、中期計画検討会が企画委員会の諮問機関として設置され、その報告書が提出された。

報告書では、当センターの基本スタンスとして、

1) 「助成財団に軸足を置きつつ、助成事業に取り組む組織のすべてを視野に入れ、それらの助成活動を幅広く掌握し、限りなく実務的なスタンスで事業」に取り組む。

また「助成財団界(セクター)としての活動や社会への貢献についての広報活動」に取り組む。

2) 主要な事業は、

①支援センター事業、②情報センター事業、③広報センター事業、の三本柱とし、特に新たに取り組む。広報センター事業の「社会への発信や情宣していく広報センターとしての機能を積極的に担うこと」がセンターの求心力にもつながる重要な取組であると提言されている。個々の助成財団としては取り組みにくい広報活動を、センターの事業として行うことが重要であるとの提言である。

また、最も求心力ある重要な事業として、

①の支援センター事業では「キャパシティ・ビルディング事業の充実」が提言されているが、その中心となる「相談事業」と「研修事業」は当センターが今後とも求心力のある組織として存続していくための最重点事業と位置付けている。

これらの提言については可能なものから積極的に事業計画に反映させていくこととする。

(3) 中期計画への取組に際して必要となるシステム基盤の整備は、②情報センター事業の観点からも緊急性を要することから 23 年時から順次取り組んできた。26 年度はウェブサイトのリニューアルを終えたが、27 年度も引き続き細部の作りこみを継続し情報発信の質・量を高めていく。

(4) 更に、これまでに提言された以下の課題は、既に中期計画報告書でも提言されている課題も含まれるが、その重要なキーワードは多様な関係者との密接なコミュニケーションによる協働、言い換えれば「マルチステークホルダー・エンゲージメント」とも言える。

助成事業の実務面における実現可能性や具体的な対応策については企画委員会を中心に検討を継続していく。

①戦略的グラントメイキング(助成事業)へのチャレンジ推進

②他の助成財団や他のセクター(企業や政府等)との連携強化の推進

③助成財団界(セクター)としての積極的な広報活動の展開

(情報公開等から一歩進んだ「見える化を実現する広報」への取組)

④海外の助成財団センター等の関連団体との交流強化の推進

⑤助成財団センターの強化・拡大

グラント・メーカー(助成財団)地域ネットワークの構築

アジア・ファンデーション・センターへの道

以上

Ⅱ. 平成 29 年度の個別事業の計画（案）

(1) 助成財団等の支援及び能力開発事業(中間支援センター機能)

(公 1 : 相談、研修、部会等の各種事業により助成財団等の支援
及び能力開発を行う事業)

1) 相談事業（当センターの求心力ある事業）

①助成金利用相談助成（来訪・メール・電話等）

助成を希望する一般の方々の来訪・電話等の相談に積極的に応じていく。特に助成に関する多くの公募情報を収集し、提供していく。

また、外部団体の実施する助成相談会や助成金セミナー等への講師派遣依頼には積極的に対応し、助成財団の活動や社会的意義、当センターの活動内容についての認知度アップに努めつつ、個別相談事業に応じていく。

②助成財団の新設相談

新制度施行により財団法人の新設が容易になったことから、助成財団の新設相談が増加傾向にある。新設相談員(参与)を配置し、新設相談日を原則毎週木曜日の午後にて定例化して対応している(先方希望によってはそれ以外の曜日も対応)。

引き続き新設相談事業の広報にも注力していく。最近の傾向としては、企業の他遺贈等に関連し金融機関や証券会社、税理士、弁護士等からの間接的ルートでの新設相談が増える傾向にある。中にはやや安易な設立相談もあり注意を要する。

③助成財団の組織運営相談(個別面談・電話・メール等)

新制度下の助成財団の運営に関する相談は、財団担当者の人事異動等により後を絶たないが、積極的な相談業務を通して新制度の法令遵守・適正運営の定着に向けて取り組みを強化する。その過程においては制度上の課題を整理し必要に応じて制度改正等に向けての提言等にも結び付けていく。

④助成事業相談、プログラム相談

制度改革以外の助成財団の本来業務、助成業務に係る諸問題（新プログラムの開発、既存プログラムの改編等）についての相談業務を重点業務と位置づけ取り組みを強化する。特に移行後 3～5 年を経過し既存の事業運営が軌道に乗ってきたことで、助成プログラムを見直す動きが顕著になっており積極的に対応していく。

⑤29 年度は非会員の相談業務の有料化について検討

以上の相談業務を通じて、当センターの「ワンストップサービス機能」（駆け込み寺的存在として、わからないこと、不明なことはとにかくセンターに聞けば何とかなる）をより多くの助成財団等の関係者に周知し、そのサービスを体験してもらうよう徹底広報しながら全国的な支援への拡大を図り、併せて当センターの知名度アップに努める。

これらの非会員相談者の中から新規会員が誕生することもあり、親切な対応で徹底フォローを心掛ける。

一方で非会員に対する相談は、センター事務所内での面談を原則とし、下記(案)のような一部相談事業を有料化する。

相談事業の有料化検討(案)

1. 緊急の場合を除き、原則として面談による。

①面談は予約制とし、相談時間は平日の 10 時～16 時
(設立相談は原則木曜の午後)。

② 1 回当たりの相談時間は原則 1 時間とする。

③相談場所は当センターの会議室を使用する。

2. 相談料：会員の面談相談は無料。

非会員面談：個人・非営利法人・営利法人 CSR 関連部署 3,000 円

それ以外の営利法人は 5,000 円

2) 研修・セミナー事業 (当センターの求心力ある最大事業)

事業収益の 36%を占める研修関係事業は、24～28 年度の参加者が約 500～600 名/年を超えるに至っているが、29 年度も当センターの中間支援センター機能の最重点事業として研修体系を整理し、質・量ともに強化していく。

また、これまでの取組からニーズが極めて高いことが確認されている首都圏以外の地域における助成実務担当者の研修は、27 年度はトヨタ財団の助成金を活用し重点事業として 3 か所で実施した。28 年度は一部センターの経費負担により 3 か所で実施。29 年度も引き続き実施していくが、開催にあたっては各地域でその受け皿となってもらえる提携先が重要であり、収支面を考慮しつつ提携先の開拓に力を入れていく。開催費用については受益者負担と一部助成金の申請を検討する。

また、この研修を通して日本初の「助成実務に関する汎用のテキスト」が編纂されたので、その活用と内容充実に努める。

平成 29 年度の研修体系イメージ

名 称	研 修 例	研修の目的	対象カテゴリー	回数
★助成財団 フォーラム」 (平成 28 年度から 名称変更)	◆助成財団をはじめ多様な関係者を対象とする講演・セミナー・シンポ ■狙い 助成団体以外の多様な関係者等、関心のある方々が誰でも参加できるオープンな企画として、一般社会との接点を持つ企画としていく。	－助成財団の目指す方向へのヒント提供・共有。 －ネットワーク構築、情報共有の場の提供。 －助成財団を理解してもらい助成金の効用を知ってもらう。 －誰でも参加できる形式で社会との接点を求めていく。	財団経営者層＋職員 ＋助成財団以外の参加希望(一般人を含む) (100～150 名)	1 回/年

<p>★市民のための 助成財団 公開フォーラム (仮称)の開催可能性について検討。</p>	<p>◆助成財団と市民の接点を求める、例えば公開フォーラム等の開催可能性を検討する。</p> <p>■助成財団対象の講演・セミナー等を活用し、多様な参加者との交流の機会を設定する。</p> <p>■28 年度に開始した個々の財団との対話を重視する「深堀セミナー」の応用も視野に入れて検討する。</p>	<p>ー引き続き開催される「寄付月間」等の一環として自主企画を検討することで、多様な関係者、一般社会との交流の機会とする。</p> <p>ー助成財団の目指す方向へのヒント提供やネットワーク構築、情報共有の場提供を通して多様な関係者との接点、交流を促進する。</p> <p>ー会員財団訪問・インタビュー等の実施により、深堀セミナー対象財団を掘り起こし、多様な参加者との交流につなげる。</p>	<p>財団経営者層＋職員 ＋助成財団以外の参加希望(一般人を含む)</p> <p>財団経営者層＋α (2～30名)</p>	<p>1回/年</p> <p>2～3回/年</p>
<p>★関西助成財団の情報交換交流会</p>	<p>◆関西での情報交換交流会の開催を研修会のバリエーションとして検討。</p> <p>◆「関西財団の集い」に必要な応じて参加する。</p> <p>◆初任者研修(関西版)開催の検討</p>	<p>ー日ごろ接点の弱い関西財団との交流の場を効率的に設けていく。</p>	<p>関西所在の財団 経営者＋職員 (30～50名)</p>	<p>1～2回/年</p>
<p>★集合研修会 【参加者数比較的多い集合型やレクチャー中心型研修】</p>	<p>◆初任者研修</p> <p>■管理職向け</p> <p>■一般職向け</p> <p>◆課題別研修</p> <p>■公益法人</p>	<p>ー財団初任者へ基礎情報の提供。</p> <p>ー人脈ネットワークの構築</p> <p>ー初任者への基礎情報の提供、他財団訪問</p> <p>ー人脈ネットワークの構築</p> <p>助成財団の会計実務</p>	<p>原則経験1年以内の財団経営者層＋事務局長等 20～30名程度</p> <p>原則経験1年以内の一般職員等 20～25名程度</p>	<p>1回/年</p> <p>1回/年 (2クラス編成)</p> <p>東京・大</p>

その他の テーマ別研修 (案)	<p>会計の基礎編 ■決算・定期提出書類の実務編</p>	(基礎編) 助成財団の決算実務 ・定期提出書類の作成 (実務編)	新任経営者層、 経理・会計担当者等	阪各 2 回/年 (延べ 4回)
	<p><input type="checkbox"/> 公的研究助成の動向研究 <input type="checkbox"/> 研究助成事業の課題 <input type="checkbox"/> 経営者研修 <input type="checkbox"/> 事業の WEB 化 <input type="checkbox"/> 財団の広報 <input type="checkbox"/> 助成財団国際動向 <input type="checkbox"/> 企業と財団 (CSR と FSR) <input type="checkbox"/> プログラムオフィサー研究 <input type="checkbox"/> 一般職交流 等</p>	<p>ー 財団運営上の業務知識 ー 関連知識の習得支援 ー 財団運営の実務 ー 助成財団の動向、目指す方向性</p>	経営層、事務局長、 職員等テーマによって	随時
<p>★研修懇談会 【参加 12 名以内、 少人数双方向型 研修】</p> <p>本研修は、一定の人数が確保できれば、個別財団への出張研修も対応する。 (28 年度実施例： 稲盛財団 22 名 +21 名)</p>	<p>◆助成実務 (基礎編) テーマ (1 週) 民間助成財団とは (2 週) 助成事業の運営とは (公募・選考・フォローアップ等の助成実務の基本) (3 週) フォロアアップ(助成の効果把握・評価) (4 週) 助成事業の組み立て方 (プログラム新設・改変)</p>	<p>ー 助成の基礎的実務知識の習得。 ー 助成事業の考え方と実践のポイント習得。 ー 実務者間の意見交換、人材ネットワーク構築。</p>	<p>新任管理職、 助成実務担当者 等 (10~13 名前後)</p>	<p>東京 4 回/月 毎週水曜日 AM 定例開催 関西地区・他の地区は随時</p>
	<p>◆助成実務 (ステップアップ編) 関心事をテーマとして意見交換</p>	<p>基礎編の上級編と位置づける。 原則基礎編受講者を対象に定例開催を検討。</p>	助成実務担当者 テーマに応じて	首都圏は 1 回/年

	型の開催方法を検討	人材ネットワーク構築。	(10 名～20 名程度)	各地区は随時
★特別研修会 (助成金を活用する側に対する研修) 大学毎の研修会への講師派遣も実施。	◆研究推進担当者 研修交流会 大学の研究開発センターや研究支援センターの職員向けの研究助成金獲得セミナー。 RA(リサーチ・アドミニストレーター)セミナー	ー大学で研究助成金の獲得を支援する部署の担当者に対する研修。 (官・民の研究助成金の獲得推進を側面支援することを目的とする)	関心のある関係者 10～15 名程度	2 回程度/年 関西地区開催はさらに検討していく。
	◆助成財団 「深堀セミナー」 特徴ある助成財団をピックアップしその財団を深堀していく。	ー特定財団の設立背景や設立目的、事業内容、財団運営等の詳細を学び、意見交換を行うことで参考としていく。	経営層、事務局長、職員等オープン参加。興味ある方の一般参加もある。	3 財団程度/年

3) 部会事業に代わる交流会と新たな研修事業

新制度移行を視野に入れた制度改革プロジェクトの一環として、同一の分野で活動する助成財団や助成財団の実務担当者が課題を共有し、新制度のもとでの助成プログラムの充実や助成財団としての活動の質的向上を目指す小グループ研究活動として、教育部会、福祉部会、環境部会、国内奨学部会及び助成実務者交流部会(実交会)がスタートし、部会員による自主運営を原則として活動してきた。

しかしながら 25 年度以降は、部会役員の人事異動や日程調整不調等により部会員のニーズ把握が不十分だったことや、開催経費やマンパワーの問題から部会の定例開催を休止している。

しかしながら同業種財団の活動に対する情報交換や交流の機会を提供することに対するニーズは、助成プログラム見直しのニーズの向上とともに高まってきており、28 年度は国内奨学財団から相談があり「奨学財団交流会」を発足させた。

また、環境系財団、教育系財団、福祉系財団からも同様の動きがあることから可能な限り 29 年度の発足を目指す。研究助成財団は「民間研究助成の在り方及び関連する課題等に関する勉強会または研究会」の開催を検討していく。(例えば、民間助成金と大学の間接経費(オーバーヘッド)問題の検討・整理や研究助成金の税務問題等)

今後ともテーマ別の研究会、情報交換のできる勉強会等の開催は、会員が参加出来る機会・場を増やすという観点に加えて当センターの求心力を高める観点から継続的な取り組みが必要であり、臨機応変に対応していく。

また、生命科学財団(Life Science Foundation)懇談会、自動車関連財団懇談会への参画、NPO支援財団研究会の事務局業務をセンター業務として取り組むことで研究会の活動、成果等を広く他の研修に生かすよう連携を図っていく。

(旧)部会と財団交流会・研究会等の計画

(旧)部会名	タイプ	数	活動	(新)交流会の計画
教育部会	分野別	15		教育交流会
福祉部会	分野別	17	現在、部会の定例開催は休止し必要に応じて随時開催。 自動車は1回/年のペース。	福祉交流会
国内奨学部会	分野別	21		国内奨学交流会
環境部会	分野別	15		環境交流会
自動車関連財団懇談会	分野別	5		同左
助成実務者交流部会 (略称「実交会」) Aグループ 事務局長以上 Bグループ 一般担当職	横断	60		助成実務研修懇談会 「基礎編」「ステップアップ編」に再編する。
生命科学財団 (LSF)懇談会	分野別	25	2回/年	同左
未着手の部会候補				
市民活動部会または NPO部会	横断		NPO支援財団研究会との連携可能性検討。	交流会の開催を継続検討
研究部会(自然科学)	分野別		研究分野は財団数が多いため部会は実施していない。	「民間研究助成の在り方及び関連する課題等に関する勉強会または研究会」検討
研究部会(人文・社会)	分野別			
食関連財団連絡会	横断		出損会社の業種別会合	開催を継続検討
研究会・勉強会の開催				
NPO支援財団研究会 ⇒事務局業務を担当	横断		原則毎月1回の月例会。 年3回程度の地域でのシボ ^o を開催、意見交換会の実施。	同左

外部の既存グループとの関係強化への取組

- －生命科学財団(LSF)懇談会 : 年2回の定例会合に参加し情報提供を実施。
- －関西財団の集い : 年2回の定例会合に必要なに応じて参加。
- －J I S S A (国際奨学事業) : 業務連携を模索。
- －芸術文化助成財団協議会 : 接点はない。
- －ジョコンダクラブ (国際交流・海外支援) : 活動は停止、解散。

4) 助成等に関する調整事業

複数の助成財団が、特定の同一テーマについて共同して実施する助成等を調整する事業については、助成財団の新たな助成のあり方として大きな社会課題等に対処することが可能となることから、その調整役、事案発掘の役割を担っていく。

また、助成事業以外にも、複数の助成財団によるシンポジウム開催や共同企画事業等の調整にも積極的に取り組んでいく。

会員財団からの要請に応じて随時取り組むが、研修活動等を通して共同助成にふさわしいテーマの発掘にも努める。

①「障害者フォーラム（JDF）」への取組

障害者基本法、障害者総合福祉法、障害者差別解消法等の国内法制定が整ったことから、27 年度の継続案件としての「障害者フォーラム（JDF）」が取り組む国連の障害者権利条約の批准後の支援活動は新たな展開を迎えている。

25 年 12 月に国会承認され、平成 26 年 1 月 20 日に国連事務局において日本国の批准が承認された結果、JDF 設立以来 10 年間 2 期に及ぶ継続的な共同助成は大きな成果を上げ所期の目的を達成した。

（第 1 期(2004～2007)：権利条約の起草・国連総会承認まで。麒麟福祉財団・損保ジャパン記念財団・ヤマト福祉財団・トヨタ財団・三菱財団、

第 2 期(2007～2014)：権利条約の日本国の批准まで。麒麟福祉財団・損保ジャパン記念財団・ヤマト福祉財団+26 年度トヨタ財団)

第 3 期(2014～2016)：条約批准後の国内での法改正や啓発活動等に対する共同助成。麒麟福祉財団・損保ジャパン記念財団・住友財団の助成。

第 4 期(2017～2020)：条約の実施状況の国連報告に向けた取り組み。麒麟福祉財団・損保ジャパン日本興亜福祉財団・住友財団・ヤマト福祉財団が助成検討予定。

②「NPO 法人の会計基準」の見直し

また、共同助成により民間ベースで完成した NPO 法人の会計基準の見直しについては、協議会に参加し助成後の動向をフォロー。29 年度は基準改正に伴う全国説明会等の活動に対しての共同助成を検討する。

5) 関連団体とのネットワークの構築・連携事業

公益法人協会や各助成団体、日本 NPO センター、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、日本ファンドレイジング協会、市民ファンド推進連絡会、全国コミュニティ財団協会、市民社会創造ファンド、組織評価センター、社会的投資研究会、寄付月間推進委員会、全国レガシーギフト協会等の他、研究助成に係る科学技術振興機構、URA 協議会等の外部機関や関連機関・研究所などの国内外の諸団体との交流、情報交換を通して助成財団活動の情宣並びに向上に資する活動を行う。また、必要に応じて公益認定等委員会との情報交換を行う。

新たには、日本国立大学協会、日本私立大学協会等の助成事業関連団体とのネットワーク構築、情報共有にも取り組んでいく。

また、海外の関係団体との交流促進も視野に入れ、主力財団が取り組む東アジアや米国等の助成財団の関係者との情報交換会・交流会等の開催可能性については、窓口の在り方をトヨタ財団や公益法人協会等と検討を継続する。

28 年 2 月には WINGS (WORLDWIDE INITIATIVES FOR GRANTMAKER SUPPORT) の Forum in Mexico にトヨタ財団に参加してもらい WINGS に関する情報収集を実施したが、今後ともトヨタ財団や公益法人協会と連携を密に対外的な窓口一本化などを含めて検討する。

2017 年度は、海外担当の「参与」を委嘱し、当センターの海外窓口となってもらい、必要に応じて国際会議等に参画してもらおう。

6) ホームページサービス事業 他

会員財団の情報公開の便を図るために、当センターでは「ホームページパック」と「ホームページ・パワーアップサービス」を開発し普及を図っているが、ホームページパック採用は 9 財団、ホームページ・パワーアップサービス採用は 9 財団となっている。

引き続き新設される助成財団や会員外財団に対して「ホームページパック」「ホームページ・パワーアップサービス」の普及促進を図るが、企業財団のウェブサイトは企業本体のシステムの一環として統合される傾向があり既ユーザーの減少も予測される。

以上記載の事業計画の他、助成財団等の支援および能力開発に必要な事業は随時実施する。

(2) 助成財団等に関する情報・資料・データ等の収集・整備 及び提供・閲覧事業(情報センター機能)

(公 2 : 助成財団等に関する情報・資料・データの収集、整備を行う事業)

1) 情報整備事業(当センターの求心力ある事業)

当センターの重要な財産(宝物)として約 2,000 法人のデータ及び移行助成財団の実態把握調査(トヨタ財団助成事業)で把握されたデータ約 1,000 法人、その他 600 法人を加えた約 3,600 法人のデータベースの内容充実に向け取り組んでいく。

① 応募者と助成財団をつなぐための情報収集

従来から調査票方式により、助成財団の基礎データや助成情報の収集を継続するが、特に地域を中心とした新しいタイプの地域型助成財団(地域基金、市民ファンド等)や NPO 法人が各地に誕生し、その数は準備中のものを含め約 60 法人を数え、小規模ながら助成事業に取り組み始めている。また、地域での研修参加者等により今後さらに調査対象が増加していくことが予測されるので更なるデータ母数の拡大に努める。

(平成 28 年度のアンケート調査団体約 3,650 団体、保有データ約 2,000 団体。

平成 20 年頃は調査団体約 1,500 団体、保有データ約 1,200 団体と現在の約半分程度であり、データ数が飛躍的に増加しそのメンテナンスの手間も増大。)

また、制度改革に伴うプログラムの変更に備えて、当面会員財団を中心にプログラム情報と助成結果情報の収集にも努めながら利用者の便を図る。

② アンケート以外の情報収集

アンケート未回収等の助成財団約 1,600 法人に関する情報、助成財団以外が実施する各種団体の助成情報もウェブサイト等を調査し、継続的に収集する。

- ・公益認定等委員会の公示データの個別フォロー
- ・アンケート未回収の助成財団のフォロー
- ・NPO、企業、地方自治体の助成データのフォロー
- ・公益信託等のデータの収集

③ インターネットシステムを活用した助成財団情報・助成データ等の収集

インターネット等を活用した情報収集については、紙ベースからの切換えによる回収率の低下や多額な初期コスト、データ精度の検証等について検討を必要とすることから、今後の大きな課題と認識しつつも慎重に対処していく。

④ 資料・情報提供（出版物以外で外部に提供する各種情報）

この事業は事業収益の 36% を超えるまでになっており、事業としての重要性が高まってきている。国立情報学研究所、科学技術振興機構、日本芸術文化振興会に対する情報提供は、前年件数を上回る件数目標で継続実施する。特に応募情報の提供にあたっては、最新情報を提供するように努める。

提供する採択課題、成果概要のデータは、入力のためのコスト(人手)が必要となるので、そのコストやユーザーサイドの予算等とのバランスを考慮して、提供データ量の整理に努める。

なお、国立情報学研究所に対するデータ提供は、平成 30 年度から実施される同研究所のベースとなるシステムの改革により、有償販売ができなくなることが予想され、その対応策の検討が課題となってきている。

(公 3 : 助成財団等に関する情報を出版物等により提供する事業)

2) 情報提供事業（当センターの求心力ある事業）

下記①～②の情報提供事業は、年々掲載情報は増加しており、その内容を十分に検討し、ニーズに応え得る情報提供事業としてその充実に取り組む。

特に、25 年度に制度改革の移行がほぼ完了し、実態が把握しきれいでいなかった助成財団の実態を把握する事業に着手しており、29 年度も引き続き取組み提供可能なデータ数の拡大に努める。当センターの事業収益の 1/3 を占める事業であるが、ここ数年そのウェイトは低下傾向にあり 28 年度は 15% にまで落ち込んでいる。29 年度は財政基盤強化の観点からもその挽回に重点的に取り組む。

① 助成金応募ガイドの出版（研究者版／NPO 市民活動版）【販売戦略】

助成団体に対するアンケート調査結果に基づき本年度も発行する。助成先の情報記載を充実させるなど細部にわたり利用者の便を図り、助成団体要覧との差別化を行うが、掲載データの充実により送料コストの増加にならないよう、製本面での工夫も継続する。29 年度は掲載内容についての見直しを検討する。

28 年度は収録プログラム数も増加することから徹底した販売強化に取り組むと同

時にニーズ把握にも取り組む。発行部数は研究:800 部及び N P O :700 部とし東京官書普及(株)に販売を委託したが、29 年度も同様とする。

② 助成団体要覧の作成と販売【29 年度は販売委託先を変更する】

「助成団体要覧」は当センターを象徴する出版物として、またわが国に存在する助成団体に関する唯一のディレクトリーとして、その存在価値は大きいと判断している。28 年 1 月に発刊した「助成団体要覧 2016」は、収録団体数が 200 件増加し内容も充実している。

製本印刷費は 2010 年版作成時に 100 万円のコストダウンを実施し、2012 年版、2014 年版、2016 年版と掲載団体数が増加に伴い、ページ数も増加したが紙質を薄手の紙に変更し、表紙はビニールコーティングした丈夫なものとして返品時の損傷軽減等に努めてきている。

「助成団体要覧 2016」の販売に当たっては、販売委託先のワールドプランニング社の保有するデータを活用して、関係先に積極的な広報・販売の活動を行ったが、販売数の低下傾向に歯止めがかからなかった。

2018 年版の作成に取り組むが、これまで販売を委託してきたワールドプランニング社から助成金応募ガイドの販売を委託している東京官書普及(株)に変更する予定で交渉に入る。

なお、要覧やガイドの電子データの販売については、他にデータ化された出版物の販売状況、メンテナンスコスト等(CD の死蔵、販売数の激減等)プラス面は無く CD は付録との意識が根強く販売しにくいを見極め、出版社とも協議を重ねているが当面は実施しないこととする。

(3) 助成財団等に関する調査・研究及び提言事業

(公 4 : 助成財団等に関する調査・研究及び提言を行う事業)

1) 調査・研究事業

① 研究助成金のオーバーヘッド問題については、大学や研究機関と助成財団の連携が円滑に行われるように引き続き関連情報を収集し、助成財団から寄せられる相談に対して支援、情報提供を継続していく。

また、最近国立大学に対する会計検査院の検査厳格化により、研究者個人が助成金を受領し管理することを完全排除し、大学による管理を徹底する指導が行われており、本来送金すべき助成金申請者本人口座への送金が難しくなっている事情がある。

本件について、23 年度には東京大学や京都大学と民間助成金の委任経理の徹底についての意見交換を実施したが、25 年度は東海・北陸地区監事協議会(東海・北陸地区の 12 大学で構成)の代表校として名古屋大学・三重大学と打合せを実施した。その結果 26 年度には東海・北陸ブロック 12 国立大学中 9 大学において下記決定がなされた。

東海・北陸地区の 9 大学では、助成金を大学口座で直接受領(財団は大学口座

に送金)する場合には、

1. 東海・北陸地区の 12 校は、助成財団センター加盟財団に対して間接経費は徴収しない。
2. 財団から大学に対して「寄付申出書」「寄付申込書」等の提出は求めない。
助成金を受領した研究者が助成決定通知書等を添付した寄付申出書を大学に提出する事務取扱に変更する。
3. 財団からの送金に関しては、専用の振込用紙以外による送金も認める。

この報告を受けて、当センターは研究助成財団にその旨を連絡し、JFCVIEWS に掲載し徹底を図った。

その後当センターからの申し出で三重大学の協力を得て 27 年 1 月に国立大学協会との意見交換の場をもつことが出来たがその後の意見交換は実現していない。

28 年 2 月には文部科学省研究振興局学術研究助成課との意見交換会を実施し、今後の科研費の在り方検討に民間研究助成金の現状を加味していくことになったが、間接経費問題を含めて今後とも情報交換を継続していく。必要に応じては研究助成財団による勉強会の開催も視野に入れて取り組んでいく。

また、大学等からの要望があれば助成財団サイドとの意見交換会を積極的に開催し、助成財団の考え方を伝えていく等、必要に応じた対応を継続していく。

必要に応じて研究助成財団による勉強会の実施も

② 新制度移行後の助成財団の状況把握調査の継続実施

制度改革による移行が終了し、25～26 年度に約 2 万の移行法人の中から助成事業に携わっている法人の実態調査(トヨタ財団助成事業)を実施した。その結果、対象となる約 3,000 法人(所轄庁内閣府が約 1,100 法人、都道府県が約 1,900 法人)が抽出されているので、27 年度はその内容分析調査(移行助成財団の都道府県別実数把握、その事業分析、助成金額等の調査)を実施した。

29 年度は詳細データを把握できていない約 1,000 法人について費用対効果を考慮しつつ可能な限り調査を継続し実態把握に努める。

③ 広報活動に関する研究会の検討

助成財団セクター(助成財団界)としての広報の在り方等に関する研究については、企画委員会を中心にスタートしたが、29 年度へ繰越となったので継続して実施していく。

2) 提言活動

公益認定等委員会の定期提出書類に対する指導や立入検査の指摘・指導事項等に関する情報の集約、整理に努め、主務官庁制廃止後の情報センターとしての役割を果たす取組を展開する。適正かつ効率的な助成財団の運営を支援していく過程において、特に収支相償をはじめとする制度の改正、運用・解釈の柔軟化等を含め引き続き提言を行っていく。公益法人会計研究会等の動向も注視しつつ公益法人協会との連携を図りつつ対応していく。

提言ではないが、助成団体に対する公益非認定案件(神奈川県)について、公益法人協会他 2 団体と 4 団体連名で質問書を提出しているが、その結果を引き続きフォローしていく。

(4) 助成財団等の活動に関する普及啓発事業(広報センター機能) (当センターの求心力ある事業)

(公5：助成財団等の活動に関する啓発を行う事業)

中期計画報告書や25年度の「助成財団の集い」での提言に基づき、29年度も28年度に引き続き求心力ある事業として重点的に取り組む。先進的な取り組みをしている財団の紹介

広報戦略全般の見直しを実施していく際に、助成財団セクター(助成財団界)の広報の在り方については、引き続き企画委員会においてその研究に取り組んでいく。

1) 広報誌JFCVIEWS発行(刷り部数2,200部)

29年度も助成財団活動のオピニオン誌として内容の充実を図り、マスコミ等を含め、発送先の見直しをさらに実施する。特に、助成財団の今後の進むべき方向に向けての先進的な取り組み事例や助成プログラムに関する情報の発信に努める。また、27年度に立案し実施出来ていない連続シリーズとして「理事長対談の連載」の復活を検討するほか、顕著な取り組み、先進的な取り組みをしている助成団体を訪問、インタビューによる紹介を検討する。併せて助成を受ける側からの情報も取り入れるなど、内容の充実を図る。

その中で、広報誌の費用対効果についても見直しを図っていく。

2) メールマガジン配信【広報戦略見直しの柱・データ整備への取組】

25年度から広報戦略の見直しの中で、メルマガを情報発信の最有力ツールと位置づけ、配信先の拡大(目標：現状400件⇒2,000件)に努める計画であり、外部のコンサルを受けるなど作業に着手したが、マンパワーの補充が出来ず取り組みが遅れ、本格的な見直しは29年度事業へ繰り越さざるを得なくなった。

29年度は、新制度における財団の適正運営に関する情報や助成事業に役立つ情報、助成財団を取り巻く関連情報等を早期に伝える情報発信の最有力ツールとして、安定的な運用が行える体制の基礎を構築していく。必要に応じて配信先データ入力の人材を手当てすることや助成金を申請することを含め実施に向けて取り組む。

3) ウェブサイトの情報発信【FaceBook、Twitterへの対応は当面見送る】

24年度からウェブサイトの全面リニューアルに取り組み、助成財団活動の社会に対する発信を強化する計画であったが、業者選定に手間取るなどその実施予定が大きく遅れたが26年10月に完成した。

特にホームページに関しては、2つの大きな受益者、(1)助成金を必要とするユーザー、(2)財団運営に関する情報、あるいは公募情報提供を必要とする助成財団ユーザー、との両者に対して一見して分かりやすく、操作しやすいホームページ画面とした。

29年度は、引き続き下記項目に留意してリニューアルされたウェブサイトの効果的な活用を徹底して推進する。

① 最新の募集情報発信へのメンテナンスは出来ているか?

② 検索の項目やレイアウト、検索精度、使い勝手の改善は出来ているか?

- ③ 助成財団や当センターの最新情報の社会への発信はできているか？
- ④ 会員専用ページである会員フォーラムでは、制度改革に関する貴重な資料の内容を見直し整理を促進する。
- ⑤ ウェブサイトへのアクセスデータを四半期毎に分析し、各コンテンツの活用状況を把握し更なる利便性向上に努力する。

(5) 「新中期 5 力年計画」の策定に向けた取組

(平成 31 年～36 年中期計画)

「制度改革後 10 年、助成財団に何が起きたのか？」

の検証に向けた取組

(1) 「新中期 5 力年計画」の策定に向けた取組

現在展開中の中期計画は、平成 23 年 9 月から検討を開始し、計画全体がまとまるの待たずに出来ること、早期対応が必要な事項は前倒しで取り組みを開始してきた。最終とりまとめは平成 25 年 5 月になっているが、検討を開始し、一部早期対応を始めてからは 5 年が経過することになる。

制度改革が施行されて 9 年目を迎え、移行期間が終了し 4 年目を迎えている中、助成財団を取り巻く環境はその間も刻々と変化を遂げ、社会ニーズも一層多様化してきている。

そのような中であって当センターの目指すべき姿を今一度見直し、事業面の見直し、安定した組織の在り方・マンパワーの見直し、財政基盤の安定化策等を中心に、環境の厳しいセンターが今後とも「強力なサーチライトを備えたパイロットポート」としての役割を果たしていくために必要な課題解決策を盛り込んだ中期計画の検討をスタートさせることにしたい。

初めて実施する当センターに対する助成財団からのアンケート調査や助成財団に対するアンケート調査等を含めた具体的な中期計画の検討内容や検討体制については、9 月までを準備期間として具体的体制を整備していくこととしたい。

(2) 「制度改革後 10 年、助成財団に何が起きたのか？」の検証に向けた取組

制度改革がスタートしてから 9 年目を迎えている。助成財団は新制度の下での事業展開が落ち着きつつあり、また昨今の環境変化の中で現状の事業をそのまま継続していることに対して、見直しの必要性を意識している財団も増えてきている。

新制度がこの 10 年間の間に助成財団に何をもたらしたのか、プラス面・マイナス面等を分析してみることは重要であり、その時期が到来している。

その結果は、制度面の見直し提言にも大きく影響することになるかもしれない。

「新中期 5 力年計画」と同様 9 月までを準備期間として体制を整備し、1 年半の期間を掛けて検討していくこととする。

以上